

令和2年4月23日

意見書・大学入試政策におけるエビデンス構築のためのリサーチ方策について

日本大学文理学部
教授 末富 芳

4月14日に開催されました第5回大学入試のあり方に関する検討会議において提言いたしましたとおり、わが国の大学入試政策におけるエビデンス構築のためのリサーチ方策については大幅に向上の余地があります。

エビデンスの裏付けのない「熱い思い」、「わが国の将来への危機感」などの印象論にもとづく政策決定では、第5回会議で指摘したように何度でも政策目的の肥大化を招き、今回と同様の混乱を繰り返すことでしょう。

今回の検討会議のみならず、今後 EIPP（原理・原則にもとづき客観的証拠を共有・参照しながらの政策立案と実践の展開）の視点において、大学入試政策を現代化していく上で、大学入試に関する実証的な調査は継続的に収集され構築されるべきです。今回調査はその基盤を構築するものとなり得ると考えます。

今後の大学入試改革において、大学共通テストにおける英語四技能・記述式試験の延期と同じ轍をふまないためにも、ぜひとも大学入試の政策決定の根拠たりうるエビデンス構築のためのリサーチを丁寧に行っていただきたいのです。

そのためには、大学への悉皆(全数)調査が必要と考えます。また調査内容についても本検討会議での指摘事項も踏まえ、以下に事項別に意見を示します。

1. 悉皆(全数)調査でなければならない理由

高大接続改革の開始以降、本検討会議において繰り返し述べられてきたことですが、日本の大学入試は多様化しています。

萩生田文部科学大臣も第 1 回会議で指摘なさっていたように、少なくとも選抜区分ベースの悉皆(全数)調査により、その多様性の実態を立体的に把握し、共通テストの役割を再検討することが、「大学入試のあり方」を考えるうえでは重要です。

わが国の大学数は 786 校しかありません(令和元年度学校基本調査)。それぞれの大学の多様化も進む中で悉皆(全数)調査なき、大学入試の多様性の分析と理解は不可能と考えます。

なお、この調査を抽出式にすることは、統計学的に考えて、調査の信頼性を低めるだけです。ご存知かとは思いますが、抽出式(標本)調査とは、抽出されたサンプルが母集団全体の特徴をよく表したのものになるように、つまり、母集団のよい縮図となるようにサンプリングできるという条件のもとで行われる必要があります。

しかしながら、そもそもわが国の大学入試の実態については、すでに標本調査ではカバーできないほどの多様な実態になっていると考えられます。また抽出式(標本)調査が可能になるような母集団全体の特徴についての判定条件をそもそも欠いており、どのようなサンプリングが妥当であるのかも検証不可能な状態なのです。

もしも抽出式(標本)調査としてしまえば、調査自体が大きな疑念の対象となってしまうでしょう。

悉皆(全数)調査は、本検討会議の最終報告が信頼されるに値するために、必須の条件です。

2. 調査事項について

(1) 多様な入学者選抜の実態および大学入学者選抜・大学教育における共通テスト(センター試験)の役割の調査

第 5 回会議での益戸委員、斉木委員のご意見にもございましたが、AO・推薦含めた多様な入学者選抜の出題実態および定員配分状況、私立大学の多様な入試形態とセンター試験利用との関係についての調査は不可欠です(国公立も近年は多様化傾向にあります)。

これなしに共通テストと個別入試との役割分担は議論できません。また、芝井委員がおっしゃられた推薦入試と推薦入学との違いは大きいですが、文科省の分類ではこれらは区別されていません。こうした違いも加味しつつ、また現場の認識では推薦入試等が本当に「学力不問入試」となっているのかどうかの状況についてもデータをとるべきではないでしょうか。

なお「学力不問入試」については、入試担当部局職員ではなく、各大学の教員がつとめる大学入試担当委員長など、教員の統括責任者に回答を求める必要がございます。

この際、事実在即した率直な回答を得るためにも、分析結果の公表に際しては学校名を絶対にあきらかにしない、などのリサーチ・ポリシーの明示と遵守が必要となります。

(2) 受験生の社会経済的背景等を踏まえたアドミッション・ポリシーや入学者選抜の実態に関する調査

子どもの貧困対策との関係では、家庭の経済状況などを踏まえた入試がどの程度行われているかも全くデータがありません。

私の提言(第5回会議配布資料,p.15)にあるように、文科省自身が「家庭環境」「国籍」等を例示して「多様な力を多様な方法で評価する」と言っているのに実態が明確ではありません。施策を講じた後は状況のフォローが必要なのは当然ですが、それすらなされていないのがこれまでの大学入試政策です。

公正な大学入試制度の実現のためにも、一足飛びの改革を要請するのではなく、まずは実態を着実に把握することが重要だと考えます。

(3) 英語民間テストの活用形態の詳細

個人的には英語民間テストの安易な大学入試利用は格差拡大政策であり望ましくないと考えます。

しかしながら、大学の入試に関する自律性は重要であり、実際にどのように英語民間試験が使われているのか、使うつもりなのか、多様な入試形態や専攻分野との関連性においても分析されるべきです。

また英語民間テストについて、導入大学が受験料や受験機会の地域格差や経済格差をどのように考えているのかも明らかにすべきであると考えます。

また何割くらいの学生が英語民間試験のスコアで大学に入っているのか、私大協にご提供いただいたデータだけでは把握できません。大学側の英語4技能へのニーズ(スピーキングやライティングがどの程度求められているのか、文部科学省にご提供いただいた資料(第5回会議基礎資料 p.40)でもなお不明確であり、調査が必要とされます。

(4) 記述式試験の導入活用実態

第5回会議で島田委員のご指摘にもありましたが、多様な大学入試と関連して、国語・小論文以外の記述式試験や受験生自身による志願書等も含む記述式試験(およびそれに類す

る入試方式)の実態を補足する必要もございます。

また、大学入試における日本語の記述・論述能力に関する試験方式は、日本語指導が必要な学生の入試実態も含め調査されるべきと考えます。

3.調査設計および実施方法について

(1)専門家の関与した調査設計

第5回会議でも提言いたしましたように、わが国のデータ収集体制、文部科学省における調査実施に際しては、専門家の適切な関与により、適切なエビデンスの構築につなげる必要があります。

本検討会議での高等教育政策のご専門家である、川嶋委員、両角委員も文部科学省からの依頼があればご協力いただけるのではないかと考えます。私自身も専門社会調査士資格を有しており、教育社会学や高等教育分野でも計量分析の実績を有しておりますが、水準の高い研究者を擁する高等教育学研究分野の協力を得ることが重要であると考えます。

主要先進国の取り組みを視野に入れれば、わが国におけるEIPPあるいはEBPMの推進は、公正というだけでなく効果的な教育政策の推進にとってもこれまで以上に重要性を増していることはご理解いただけるのではないかと存じます。

これまでも増して文部科学省と専門家との建設的なパートナーシップを構築する段階に入っていると思われまます。

私個人の見解としては、近い将来における意思決定過程への専門家関与の拡充のあり方に、文部科学行政が検討をすすめていくための第一歩として、エビデンスの収集におけるパートナーシップを本検討会議および大学入試の実態調査において示すことも重要ではないでしょうか。

(2)調査実施期間の柔軟性

各大学の入試関係部局は定員調整がいったん落ち着いた時期ではありますが、決裁権者である理事や部局長には新型コロナウイルス関連対応も生じていますので、たとえば調査期間を長めに設けるなど、大学が無理なく対応できるように是非ご配慮をお願いしたいと思います。第5回会議における大学団体代表の発言を踏まえれば、大学側にも十分ご協力いただけると存じます。